

新型コロナウイルス感染症に関する 熊本県の対応について

令和2年(2020年)3月25日時点版

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症

コロナウイルスとは？

これまでに、人に感染する「コロナウイルス」は、7種類見つかっており、その中の一つが、昨年12月以降に問題となっている、いわゆる「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」です。また、4種類のウイルスは、一般の風邪の原因の10～15%(流行期は35%)を占め、多くは軽症です。残りの2種類のウイルスは、2002年に発生した「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」です。コロナウイルスはあらゆる動物に感染しますが、種類の違う他の動物に感染することは稀(まれ)です。また、アルコール消毒(70%)などで感染力を失うことが知られています。

どうやって感染するの？

現時点では、飛沫感染(ひまつかんせん)と接触感染の2つが考えられます。

(1)飛沫感染:感染者の飛沫(くしゃみ、咳(せき)、つば など)と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※感染を注意すべき場面:屋内などで、お互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすとき

(2)接触感染:感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、感染者に直接接触しなくても感染します。

※感染場所の例:電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど



新型コロナウイルス感染症の発生状況

世界（3月25日12:00時点）

国・地域の数：中国、イタリア、イラン、スペイン、韓国 など 186の国と地域

感染者数 : 415, 757人

死亡者数 : 18, 351人

国内（3月25日12:00時点）

感染者 計 1, 9 0 5 人	国内 1, 1 9 3 人	患者 1, 0 5 5 人（うち死亡者 4 3 人）
		無症状 1 3 0 人
	クルーズ船 7 1 2 人	陽性確定 8 人（症状有無確認中）
		患者 3 8 1 人（うち死亡者 1 0 人）
		無症状 3 3 1 人

県内（3月25日時点）

感染者 計 8 人	患者 7 人	御船保健所管内 1 人	3 例目（2/22）
		熊本市内 6 人	1・2例目（2/21）、4例目（2/24）、 5例目（2/25）、7例目（3/19）、8例目（3/25）
	無症状 1 人	有明保健所管内 1 人	6 例目（3/4）

分野別対応

分野ごとの課題や関係団体等からの要望を踏まえた、県の主な対応を紹介します。
なお、備考欄には実施(開始)日などを記載しています。

緊急対策第〇弾・・・熊本県の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策

第1弾(2月28日発表)、第2弾(3月9日発表)、第3弾(3月18日発表)、第4弾(3月25日発表)

国緊急対応策第〇弾・・・国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

第1弾(2月13日発表)、第2弾(3月10日発表)

1 医療体制の充実と感染拡大の防止

2 商工・観光業等への影響の最小化

3 農林水産業への影響の最小化

4 建設産業への影響の最小化

5 学校等における対策の強化

6 その他の対応

分野別対応

1 医療体制の充実と感染拡大の防止

(1) 医療体制の充実

課題や関係団体からの要望等

- 感染期における医療提供体制を構築するため、感染症指定医療機関等の病床の確保等を図る必要がある。
- 感染症指定医療機関等が患者に適切な医療を提供できるよう、必要な物資や設備を支援する必要がある。

項目	内容	備考
患者を受け入れられる医療機関の確保	○ 各郡市医師会と連携し、患者を受け入れられる医療機関を確保 (R2.3.23現在: 帰国者接触者外来33機関、R2.3.13現在: 感染症指定医療機関等の入院病床218床)	2月2日実施
空床確保のための支援	○ 入院患者を受け入れるため、医療機関が空床を確保する場合の空床補償を実施	緊急対策第3弾 (3月18日発表)

分野別対応

項目	内容	備考
医療物資の供給、 設備の充実	<マスク> ① 保有していた医療用マスクを感染症指定医療機関等、 歯科診療所、薬局、社会福祉施設及び交通事業者に配布 ② 保有していた医療用マスクを緊急対応用として県保健所に配備し、必要に応じ医療機関等に配布 ③ 医療用マスク約5万枚を調達し、感染症指定医療機関等に配布 ④ 国が確保した医療用マスク(本県分の20万枚)を感染症指定医療機関等に配布 <マスク以外の医療物資及び設備等> ⑤ 保健所の個人防護具等を随時購入 ⑥ 簡易陰圧装置等、新型コロナウイルス感染症の対応に必要な設備の導入に対する補助を実施 ⑦ 検査試薬等を追加購入	① 2月20日実施 ② 緊急対策第1弾 (2月28日発表) ③ 緊急対策第1弾 (2月28日発表) ④ 緊急対策第1弾 (2月28日発表) 緊急対策第3弾 (3月18日発表) ⑤ 2月28日実施 ⑥ 緊急対策第2弾 (3月9日発表) ⑦ 緊急対策第3弾 (3月18日発表)

分野別対応

項目	内容	備考
医療物資の確保等 (国への要望)	○ 国に対し、医療物資(マスク、消毒薬、感染防護具等)の生産・供給調整及び確保について、全国知事会を通じて、また、県独自で要望	2月5日、 2月21日、 3月5日、 3月17日実施
帰国者・接触者外来の施設整備 (国への要望)	○ 国に対し、帰国者・接触者外来設置医療機関の施設整備に対する国庫補助の対象拡大を要望	3月17日実施
医療機関の仮設外来設置支援	○ 医療機関がプレハブ等により帰国者・接触者外来を設置する場合の経費(国庫補助対象外)を助成	緊急対策第4弾 (3月25日発表)

分野別対応

(2)まん延防止対策及び正しい知識の普及

課題や関係団体からの要望等

- 感染拡大防止のため、イベント等の延期や県立施設の休館等を実施する必要がある。
- 感染に不安を感じている県民に対し、適切に医療機関の受診勧奨等を行う必要がある。
- 3月6日から保険適用となったPCR検査について、民間検査機関の取組みを支援し、検査体制の充実を図る必要がある。
- 患者の早期発見、クラスター拡大の早期察知等のため、PCR検査対象者の基準を弾力的に運用する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症について、正確な情報を発信する必要がある。

項目	内容	備考
イベント等の延期 または中止	○ 感染拡大防止の観点から、県主催の行事を延期または中止 ○ 関係する民間団体や企業に対しても、協力を要請	2月21日実施

分野別対応

項目	内容	備考
県立施設の休館及び利用停止等	○ 感染拡大防止の観点から、県立施設の休館及び利用停止等を実施 (期間:2月28日(金)～3月31日(火))	2月28日実施
相談窓口の開設	○ 県民からの一般相談に対応するため、電話相談窓口を開設 (県庁及び県保健所、開設時間:9:00～19:00(土日祝日も開設))	2月1日実施
帰国者・接触者相談センターの設置	○ 県保健所に、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、感染の疑いがある場合には感染症患者の診察が可能な「帰国者・接触者外来」の受診につなげる体制を整備	2月2日実施
帰国者・接触者相談センターの体制強化	○ 症状の出現や急変があった場合に、いつでも相談できるよう「帰国者・接触者相談センター」の体制を24時間対応に強化	2月21日実施
保健環境科学研究所の検査体制の強化	○ 県保健環境科学研究所の検査機器を2台から4台に増設(3月納品予定)し、検査できる検体数を倍増(40検体→80検体)	緊急対策第1弾 (2月28日発表)

分野別対応

項目	内容	備考
PCR検査の保険適用	○ 保険適用(3月6日から)により、民間検査機関と契約した感染症指定医療機関等で検査した場合も、行政が行う検査と同様に県民の自己負担なし	国緊急対応策第2弾 (3月10日発表)
検査基準の弾力的な運用	○ 患者の早期発見、クラスター拡大の早期察知等のため、国の検査基準の3要件(「患者との濃厚接触」「咳・発熱の症状」「14日以内の接触」)について、相談内容に応じて県独自に弾力的に運用	3月11日実施
正確な情報発信	○ 新型コロナウイルス感染症の最新の情報やQ&A等をホームページに掲載 ○ 新聞広報やテレビ、ラジオ広報等により、感染予防対策や相談窓口についてお知らせ	1月17日実施
インターネット等を利用しない方のための情報発信	○ 新聞広報やパンフレット配布等により、高齢者などインターネット等を利用しない方にも正確な情報を発信	緊急対策第3弾 (3月18日発表)

分野別対応

(3) 社会福祉施設等への支援

課題や関係団体からの要望等

- 衛生用品(マスク、消毒液等)が不足している社会福祉施設等がある。
- 社会福祉施設等における感染拡大防止に取り組む必要がある。

項目	内容	備考
社会福祉施設等へ布製マスクの配布	① 国と連携し、マスクが不足している社会福祉施設等へ布製マスクを配布予定(対象:介護施設、障がい者施設、保育所、放課後児童クラブ等、数量:全国で2,000万枚) ② 保有していたマスクを社会福祉施設等へ配布	① 国緊急対応策第2弾 (3月10日発表) ② 3月11日実施
社会福祉施設等における感染拡大防止支援	○ 衛生用品等の購入経費を助成(期日要件あり) ○ 感染疑い者が発生した場合に、社会福祉施設等を消毒・洗浄した経費を助成	緊急対策第3弾 (3月18日発表)
障害者支援施設等への施設整備支援	○ 感染疑い者が複数発生した場合に備え、多床室を個室化するための改修経費を助成	緊急対策第3弾 (3月18日発表)

分野別対応

項目	内容	備考
就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援	○ 就労移行支援、就労継続支援事業所において、在宅就労を推進するために、1月16日以降の事業所におけるテレワークのシステム導入経費を助成	緊急対策第3弾 (3月18日発表)
特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービス支援	○ 特別支援学校等の休業に伴い放課後等デイサービスを利用した場合について、保護者が負担する利用料及び市町村が負担する経費を助成	緊急対策第3弾 (3月18日発表)

2 商工・観光業等への影響の最小化

課題や関係団体からの要望等

- 売り上げが減少している中小企業に対する資金繰りや雇用確保について支援する必要がある。
- 各種税金や社会保険料等の納付期限を延長してほしい。
- 経済団体から、雇用調整助成金の特例措置について要望されている。
- 就職説明会等が中止になり、企業の採用活動が困難な状況となっている。
- いつまで消費控えが続くのか見通しが立たず、不安である。終息期には「安全宣言」をするとともに、「ふっこう割」などの助成金で観光マインドを喚起してほしい。
- 旅行業登録の更新について、有効期間の延長や添付書類の簡素化などを行ってほしい。
- 交通事業者のマスクやアルコール消毒液が不足している。
- 国の支援制度について、制度内容や問い合わせ先等の情報が分かりづらい等の声が寄せられている。

分野別対応

2 商工・観光業等への影響の最小化

(1) 資金繰り等の支援

項目	内容	備考
中小企業金融支援① (国への要望)	○ 国に対し、中小企業の資金繰り対策に万全を期すため、国の緊急支援(セーフティネット保証4号)を要請 ○ 3月2日、国から次のとおり指定 事由名: 令和2年新型コロナウイルス感染症 地域: 本県を含む47都道府県 指定期間: 令和2年2月18日から同年6月1日まで	2月21日実施
中小企業金融支援② (国への要望)	○ 国に対し、熊本市と連名で、地域指定されたセーフティネット4号の指定期間の延長とともに、償還期限や措置期間などの要件緩和を要望	3月9日実施
中小企業向け金融支援制度に新型コロナウイルス感染症対策分を創設	○ 資金繰りに困っている中小企業者を広く支援するため、中小企業の資金繰りについて、融資要件(売上減少率と減少期間)を緩和するとともに、利用者が負担する保証料を県が全額補助する制度を創設	緊急対策第1弾 (2月28日発表)

分野別対応

項目	内容	備考
中小企業向け金融支援制度を拡充①	○ 熊本地震の際に受けた借入れとの二重ローン対策等のため、熊本県融資(熊本地震分、一部)及び市町村特別融資(熊本地震分)の残高について、借換えを可能とするよう制度を拡充 ○ これにより、「最大1年間の元本返済の据え置き」、「毎月の返済額の軽減」が可能に	緊急対策第2弾 (3月9日発表)
中小企業向け金融支援制度を拡充②	○ 国の緊急対応策【第2弾】を受け、新型コロナウイルス関連の融資について、返済猶予(据置期間)最長2年などを内容とする制度を追加 ○ 新型コロナウイルス関連の県融資に関し、融資資格要件を緩和(同一事業を1年以上継続 ⇒ 3カ月以上継続)	緊急対策第3弾 (3月18日発表)
中小企業等に対する経営相談体制の強化	○ 中小企業等に対してアドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、各種制度の活用に係る個別相談に応じるとともに、雇用調整助成金等の申請書類の作成等を支援 ○ 商工会、商工会議所等が中小企業診断士等と連携し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う中小企業等の経営不安への相談対応を行う場合の経費を助成	緊急対策第4弾 (3月25日発表)

分野別対応

項目	内容	備考
持続化補助金の上 限額の拡大 (国への要望)	○ 国に対し、熊本市と連名で、持続化補助金の上限額の 拡大を要望	3月9日実施
国税等の申告・納 付期限の延長 (国への要望)	○ 国に対し、熊本市と連名で、国税等の申告・納付期限の 延長を要望	3月9日実施

分野別対応

(2) 雇用維持・就職マッチングの支援

項目	内容	備考
雇用調整助成金制度の拡充① (国への要望)	○ 国に対し、事業縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持する場合の国の助成金制度(雇用調整助成金制度)について、特例措置の対象者の拡大を要望 ○ 2月28日、対象者が拡大	2月26日実施
雇用調整助成金制度の拡充② (国への要望)	○ 国に対し、雇用調整助成金制度の特例措置のさらなる拡充を要望 ○ 3月10日、「クーリング期間」、「被保険者期間要件」が撤廃(対象者のさらなる拡大)	3月3日実施
雇用調整助成金制度の拡充③ (国への要望)	○ 国に対し、熊本市と連名で、雇用調整助成金制度の特例措置のさらなる拡充を要望 (助成率の引き上げ、対象とならない個人事業主等への新たな支援制度の創設)	緊急対策第2弾 (3月9日発表) 3月9日実施

分野別対応

項目	内容	備考
WEB企業説明会の実施	○ 企業説明(企業紹介、求人情報、企業からのメッセージ等15分程度)を「熊本県ブライト企業PLUSチャンネル」へアップロード	3月下旬予定
ブライト企業ガイドブックの大学3年生への配布等	① ブライト企業326社の企業情報を掲載したガイドブック(4,000部発行)を、希望する県内大学3年生へ配布 ② ブライト企業の紹介動画をユーチューブにアップロード ※ブライト企業:ブラック企業と対極の企業をイメージする熊本県の造語で、働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業	①3月末大学へ発送予定 ②3月13日実施

分野別対応

(3) 観光業の支援

項目	内容	備考
観光事業者等を対象とした電話相談窓口の設置	○ 宿泊・宴会・イベント等のキャンセルによる影響拡大に伴い、資金繰りや雇用調整助成金に関する相談窓口を設置	2月26日実施
観光業の支援① (国への要望)	○ 終息期以降、観光需要のV字回復に向けた力強い経済対策が必要であることから、国に次の事項等を要望 ・国から「安全宣言」の発出 ・熊本地震の際のような「ふっこう割」の発行	3月9日実施
観光業の支援② (国への要望)	○ 旅行業法の関係事務について、登録有効期間の延長や登録要件の取扱いの緩和を要望	3月17日実施

分野別対応

(4) 交通事業者の支援

項目	内容	備考
交通事業者への感染予防体制の強化	○ 県民の方が安心して交通機関を利用していただけよう、乗務員の感染予防対策の徹底を依頼 ○ 乗務員の感染等に備え、事業者との連絡体制を確保	1月下旬以降 順次実施
交通事業者支援 (国への要望)	○ 県内鉄道、バス、タクシー、航路、航空のマスクや消毒液の不足量を調査し、国に対し供給を要望	3月17日実施
交通事業者へのマスク供給	○ 県バス協会、県タクシー協会、熊本旅客船協会、地域鉄道、天草エアライン、熊本空港ビルディングに対し、県備蓄マスク2万枚を無償供給	3月18日供給 開始

分野別対応

(5)きめ細かな情報発信

項目	内容	備考
県内事業者向けのきめ細かな情報発信	○ 県が創設した支援制度等を、様々な媒体を通じて県内事業者の方に情報を発信 ○ 新聞広報やテレビ、ラジオ広報等のほか、中小企業向けのガイドブックを作成	随時実施
国の各種支援制度の周知広報	① 国の各種支援制度(雇用調整助成金や特別労働相談窓口等)を県民にお知らせするため、県ホームページにも詳しい情報を掲載 ② 県内の商工団体に対し、テレワーク導入を支援する国の時間外労働等改善助成金の特例についてお知らせ	①2月20日実施 ②3月5日実施

分野別対応

3 農林水産業への影響の最小化

課題や関係団体からの要望等

- 最も懸念されるのが風評被害であり、「農林水産物(食品)を介した感染はない。」という国の見解を、広く県民・消費者にアピールしてほしい。
- 県内でも感染者が発生しており、農林漁業者への感染防止に取り組む必要がある。
- 農林漁業者の資金繰りの悪化防止と経営安定化を図るため、運転資金の無利子融資などの施策を講じてほしい。
- 農林水産物の需要の落ち込みにより、花き、生乳、和牛などの価格低下をはじめ、養殖魚の輸出の停滞など、様々な影響がでてきている。

項目	内容	備考
風評被害への対応	○ 農林水産物を介した感染を心配する県民の不安を解消するため、「一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染を心配する必要はない。」ことをホームページやメールマガジン等でお知らせ	3月9日実施

分野別対応

項目	内容	備考
感染予防対策及びガイドラインの周知	○ 国から発出された「新型コロナウイルス感染症の予防対策」及び「感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を、ホームページやメールマガジン等で農林漁業者の方にお知らせ	3月13日実施
農林漁業者向け金融支援制度の創設・拡充	○ 経営が悪化した農林漁業者が、今後の経営に支障を来さないよう、「保証料不要」、「3年間無利子」の農林漁業者向け金融支援制度を創設 ○ また、借入者の更なる負担軽減のため、無利子期間を5年間に延長	緊急対策第2弾 (3月9日発表) 緊急対策第3弾 (3月18日発表)
創設した支援制度の広報	○ 一人でも多くの農林漁業者が支援制度を利用できるよう、新聞やラジオ、ホームページ等を活用し、新たに創設した支援制度の広報を幅広く実施	3月9日以降 随時実施

分野別対応

項目	内容	備考
県産農林水産物の消費喚起	○需要が減少している花き、和牛、魚介類、牛乳等をはじめとした県産農林水産物の消費喚起 ・ 情報誌、ラジオ、SNS等を活用した広報の充実 ・ 県庁職員を対象にした販売促進活動の充実	緊急対策第3弾 (3月18日発表)
農林水産業支援 (国への要望)	○ 農林水産業への影響の最小化のため、国に次の事項を要望 ・ 農林漁業者や加工・流通などの事業者への優先的かつ安定的なマスク等の供給体制の構築 ・ 生産者や加工・流通関係者が感染した場合の風評被害防止対策の実施 ・ 影響が大きい花きの全国的な需要拡大や経営継続対策の実施 ・ 国産農林水産物の消費拡大対策の充実	3月17日実施
県発注工事等の一時中止措置等の実施	○ 感染拡大防止のため、県が発注した工事又は業務の受注者に対して意向を確認し、申出がある場合には、一時中止措置を実施 ○ 必要に応じ、請負代金額の変更や工期の延長を実施	2月28日実施

分野別対応

4 建設産業への影響の最小化

課題や関係団体からの要望等

- 県内でも感染者が発生しており、建設業者等への感染防止に取り組む必要があるため、工事の一時中止等、弾力的に対応してほしい。
- 海外工場からの部品供給が滞っているため、トイレ、システムキッチン、ユニットバス等の建材・設備の部品の供給停滞が生じている。

項目	内容	備考
県発注工事等の一時中止措置等の実施	○ 感染拡大防止のため、県が発注した工事又は業務の受注者に対して意向を確認し、申出がある場合には、一時中止措置を実施 ○ 必要に応じて、請負代金額の変更や工期の延長を実施	2月28日実施

分野別対応

項目	内容	備考
調査・検査の報告期限の猶予等	○ 感染拡大防止を図るとともに、建物所有者の不安を払拭するため、特定建築物等の定期調査・検査の報告について、一定期間の期限の延長や猶予を実施	3月10日実施
法定講習の柔軟な対応	○ 集団感染及び感染拡大のリスクを回避するため、宅地建物取引士等の法定講習について、規定の教材等により受講者がそれぞれで学習する場合も講習受講と認める等、柔軟に対応	3月3日実施
建築基準法に基づく完了検査等の柔軟な対応	○ 建築主から建築業者への工事代金の円滑な支払いのため、部品供給の遅れ等による工事の計画変更の手続きや、完了検査について柔軟に対応	3月4日実施

5 学校等における対策の強化

課題や関係団体からの要望等

- 感染リスクに予め備える観点から、県立学校等の感染防止を徹底する必要がある。
- 家庭での対応が難しい場合は、放課後児童クラブや放課後子供教室等、臨時休校中の多様な受入れ先を確保する必要がある。
- 放課後児童クラブにおける受入体制や感染防止のためのスペースやマスク等の衛生物資の確保など、新たな追加の負担に対する財政支援の必要がある。
- 休校期間が長期に及ぶことから、子供の安全確保や生徒指導について配慮する必要がある。
- 子供や保護者からの、臨時休校中の受け入れや学習等に関する不安や困りごとに対応していく必要がある。
- 子供の家庭学習の内容や量、教材例を示す等を行い、子供の家庭学習を支援する必要がある。
- 臨時休校に伴い、家庭、学校現場、学校関係事業者等に様々な負担が生じている。

分野別対応

項目	内容	備考
県立学校等の臨時休校の実施	○ 感染リスクにあらかじめ備える観点から、2月28日に臨時休校の方針を決定し、以下のとおり臨時休校を実施 また、市町村教育委員会に対して、同様の措置を講じるよう要請 ・県立中学校・高等学校・特別支援学校 3月2日(月)から春休みの開始日まで(3月11日延長決定) ・農業大学校 3月3日(火)から3月23日(月)(3月24日(火)から春休み) ・林業大学校 3月3日(火)から3月11日(水)まで(3月12日(木)が卒業式) ・技術短期大学校 3月6日(金)から3月15日(日)まで(3月16日(月)から春休み) ・高等技術専門校 3月6日(金)から3月10日(火)まで(3月11日(水)から春休み)	2月28日実施
私立学校に対する臨時休校の通知	○私立中学・高等学校等に対し、文部科学省からの休校要請を通知し、対応を依頼 ○各学校では、それぞれの状況に応じて、3月2日以降、順次休校を実施	2月28日実施

分野別対応

項目	内容	備考
臨時休校中等の放課後児童クラブ等の多様な受入れ先の確保	○ 市町村に対し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の多様な受入れ先の確保を要請 ○ 受入れ先の決まらない子供については、学校で受け入れるよう、県立学校長に通知するとともに、市町村教育委員会に対して要請し、学校での受入れ態勢の確保を徹底	2月28日実施
臨時休校中等の障がい児や医療的ケア児等の受入れ体制の確保	○ 放課後等デイサービス事業所に対し、原則として開所すること及び開所時間についても可能な限り長時間とするよう要請 ○ 市町村に対し、重症心身障がい児や医療的ケア児等を受入れている事業所の看護職員の確保を要請 ○ 市町村及び障害福祉サービス等事業者に対し、放課後等デイサービスのみで障がい児の居場所が十分に確保されない場合、他の事業所での受入れを調整するよう要請	2月28日以降 随時実施
臨時休校中等の子供の安全確保、生徒指導の徹底	○ 交通事故や不審者の声掛け、出会い系アプリの利用などについて、家庭における見守りの参考となるよう、保護者向けのお知らせを作成 ○ 臨時休校中であっても、不安や戸惑いを抱えている保護者や子供が相談できる体制を学校内等に整備	2月28日実施

分野別対応

項目	内容	備考
教育総合相談窓口の設置	○ 不安を抱えている保護者や子供の相談などに対応するため、「教育総合相談窓口」を設置(延べ867件対応。3月25日時点) ※設置窓口:各学校、各市町村教育委員会、県教育委員会、県総務部(私立学校関係)	3月2日実施
保護者の声にお答えするQ&Aの作成	○ 保護者の不安等を軽減するため、県PTA連合会等と連携し、臨時休校中の子供の居場所の確保や家での過ごし方など保護者の不安や困りごと等にお答えするQ&Aを作成	3月3日実施
家庭学習Webコンテンツの紹介	○ 県立教育センターホームページ内に特設ページ「臨時休校中の家庭学習支援」を設け、家庭学習に活用できるドリル集や英語の音声集、各種コンテンツ等を紹介	3月3日実施
放課後児童クラブへのマスク・消毒液の供給	○ サージカルマスク約1万枚を調達し、市町村を通じて放課後児童クラブに配布 ○ 除菌・消毒液約340個を調達し、市町村を通じて放課後児童クラブに配布	3月10日以降 随時実施

分野別対応

項目	内容	備考
家庭、学校現場等の負担軽減 (国への要望)	○ 学校の一斉臨時休校に伴う家庭、学校現場等の負担軽減のため、次の事項を国に要望 ・ 学校再開の基準やこれからの想定スケジュールの提示等 ・ 一斉臨時休校に伴い必要となる児童生徒等の心のケア	3月17日実施
放課後児童クラブへの支援 (国への要望)	○ 安心して受入れができるよう、放課後児童クラブの新たな追加の負担に対し、国において必要な対策を要望	3月17日実施
学校給食休止に伴う影響の最小化	○ 保護者や学校給食に関わる事業者の影響を最小化するため、県立学校について、臨時休校中の学校給食費の保護者への返還を行うとともに、キャンセルせずに購入した食材の費用等を事業者に支払い ○ 市町村教育委員会にも同様の対応を要請	緊急対策第3弾 (3月18日発表)
学校給食調理業者の衛生管理強化支援	○ 県立学校給食調理業者が衛生管理の徹底・改善を図るために設備等を購入する場合の経費を助成	緊急対策第4弾 (3月25日発表)

分野別対応

項目	内容	備考
県立学校等の教育活動の再開	○ 教育活動再開の方針を決定し、以下のとおり実施 ・ 感染拡大防止措置を講じた上で、新学期(4月1日)から再開(県立中学校・高等学校・特別支援学校) ○ また、市町村教育委員会に対して、同様の措置を講じるよう要請	3月25日実施

6 その他の対応

課題や関係団体からの要望等

- 県民や事業者等に対し、様々な媒体を活用しながら正確な情報提供や呼びかけを行い、県民の不安を解消し、対応を促す必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による混乱に乗じた各種犯罪の発生を防止し、悪質な事犯に対する取締りを推進する必要がある。
- 感染された方やその家族などの方から、様々なお悩みの相談が寄せられている。
- 感染症の発生によりイベント等を中止した場合に、既納の県有施設利用料金が利用者の負担となってしまう。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方に対し税制面、県営住宅使用料の減免や貸付金等で支援する必要がある。
- 新型コロナウイルスへの感染やそのおそれがある場合の運転免許更新等の手続の配慮の必要がある。

分野別対応

項目	内容	備考
様々な広報媒体を活用した情報発信の展開	○ 感染者が確認された場合、知事が直ちに記者会見を行い、状況等を公表 ○ 報道機関向けの記者ブリーフィングを定期的に開催（必要に応じて知事が説明） ○ 県ホームページのトップページに専用バナーを設置。新型コロナウイルス感染症に関する記事を集約して分かりやすい構成で情報提供 ○ この他、新聞広告、県市合同でのテレビCM、ラジオ、SNS（公式twitter、Facebook）など、様々な広報媒体を活用した情報発信を継続的に実施	1月30日以降 順次実施
犯罪の予防・取締り	○ 新型コロナウイルスに乗じた犯罪情報をゆっぴー安心メール（県警が安全確保や地域の犯罪抑止を図るために配信するメール）により注意喚起 ○ 県警と県警が支援する大学生サイバー防犯ボランティア「KC3」が連携して、新型コロナウイルスをめぐるインターネット上の悪質なデマ情報拡散防止を目的としたサイバーパトロールを実施	2月6日以降 順次実施

分野別対応

項目	内容	備考
感染症に感染された方及び関係者へのサポート体制の整備	○ 相談者に寄り添って丁寧に対応することで、相談者が安心して生活できるよう、感染された方やその家族などの方が抱える人権に関する生活上のお悩みごとに、きめ細かく対応するためのサポート体制を整備	3月11日実施
県有施設利用料等の返金	○ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴うイベント等の中止に係る県有施設の利用料金について全額返金 (1月16日以降の利用キャンセルについて当面の間返金)	3月2日実施
県税等に係る柔軟な対応	○ 所得税の確定申告の申告・納付期限の延長と合わせ、個人事業税の申告期限を4月16日まで延長 ○ 県税を納期限までに納付できない方に対して、県HPにおいて猶予制度についてお知らせ ○ 市町村に対し、国からの通知の周知に加え、県独自に個人住民税の申告期限を延長するよう要請するとともに、今後、納税者等からの相談については、柔軟かつ丁寧に対応するよう依頼	緊急対策第2弾 (3月9日発表)

分野別対応

項目	内容	備考
県営住宅使用料に係る柔軟な対応	○ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した県営住宅入居者に対して、使用料減免が3月分から可能となるよう対応	緊急対策第2弾 (3月9日発表)
生活福祉資金貸付制度の拡充	○ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少となった世帯について、生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の貸付を受けることができるよう制度の拡充 ※緊急対策第4弾で原資を増額	緊急対策第3弾 (3月18日発表) 緊急対策第4弾 (3月25日発表)
住居確保給付金制度の要件緩和	○ 離職者等に住宅費を支給する住居確保給付金制度について、要件(年齢要件等)を緩和	4月1日実施予定
ひとり親世帯の方々への相談体制の拡充	○ 新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮する等のひとり親世帯について、関係団体と連携し、学校等の臨時休業・春休み期間中は、夜間等の電話やLINEでの相談対応等、体制を拡充	2月28日実施
運転免許更新等の手続の柔軟な対応	○ 感染拡大防止のため、運転免許更新等の手続について柔軟に対応 ○ 免許証の有効期限が令和2年3月13日から4月30日までの方は、有効期限内に運転免許センターや警察署等に申し出ること、有効期限を過ぎた後の3か月間は運転が可能となるよう対応	3月13日実施

感染を防ぐためにお願いしたいこと

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

<感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ピュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ◇ イベントを開催する方は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

手洗いで病気を予防しましょう！



手のひらを洗う



手の甲を伸ばすように洗う



指先・爪の間に洗う



指の間に洗う

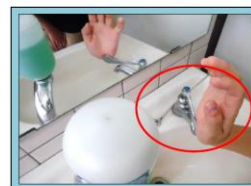


指を一本ずつ洗う



手首を洗う

手に汚れが付着していない時はアルコールを使って手洗いと同じ手順で消毒しましょう！



最後に蛇口は手首や肘またはペーパータオルで閉めましょう。

タオルの共同使用はやめましょう！

マスクについて のお願い

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、
感染症の拡大の効果的な予防には、

**風邪や感染症の疑いがある人たちに
使ってもらうことが何より重要です。**

#マスクの使い方考えよう

#新型コロナウイルス対策

1

マスクは買い占め
なくても**大丈夫**

風邪や感染症の疑いのある人に
マスクを届けるために、
必要な分だけ買うようにしましょう。



2

使い捨てマスクが
ないときは
代用品を使おう

ガーゼマスクや、タオルなど
口を塞げるものでも
飛沫(くしゃみなどの
飛び散り)を防ぐ
効果があります。



3

こまめな**手洗い**
などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、
口や鼻に触れる前に、
こまめに手洗いなどをしましょう。



マスク不足を解消するために官民連携して
毎週**1億枚**以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

